

航空事故調査報告書
ウイードホッパー式J24C型超軽量動力機
茨城県鹿島郡鉢田町
昭和61年8月16日

昭和62年9月30日
航空事故調査委員会議決

委員長 武田峻
委員 薄木正明
委員 西村淳
委員 幸尾治朗
委員 東昭

1 航空事故調査の経過

1.1 航空事故の概要

ウイードホッパー式J24C型超軽量動力機は、昭和61年8月16日、07時30分ごろ、茨城県鹿島郡鉢田町下荒地海岸で、訓練飛行のため離陸して間もなく、離陸浮揚地点の北方約60メートル先の同海岸に墜落した。

同機には、操縦者のみが搭乗していたが、重傷を負った。

同機は、大破したが、火災は発生しなかった。

1.2 航空事故調査の概要

1.2.1 事故の通知及び調査組織

航空事故調査委員会は、昭和61年8月18日、運輸大臣から事故発生の通報を受け、当

559001

該事故の調査を担当する主管調査官を指名した。

1.2.2 調査の実施時期

昭和61年8月18日 現場調査

1.2.3 原因関係者からの意見聴取

意見聴取を行った。

2 認定した事実

2.1 飛行の経過

ウイードホッパー式 J24C型超軽量動力機は、昭和61年8月16日、茨城県鹿島郡鉢田町大字竹内字猫内場外離着陸場において、操縦者(以下この項においては「A」という。)及び同好者により機体及びエンジンの点検が実施された。

その後の事故発生に至るまでの状況は、A及び同好者の口述によれば次のとおりであった。

Aは、点検の結果異常のないことを確認した後、訓練飛行のため、06時30分ごろAが搭乗して上記の場外離着陸場を離陸した。同機は、北東に向約500メートル飛行して同町下荒地海岸の砂浜の上空に出て訓練飛行を行った後、06時42分砂浜に着陸した。Aは休憩後、第二回目の訓練飛行を行うためエンジンの点検を行い、良好であることを確認した後、Aのみが搭乗し、今回は急角度で上昇しようとして速度を増大させるため、同砂浜を北に向通常より長い距離約50メートルを滑走して離陸した。同機は離陸後急角度で上昇したが、高度約10メートルに達した時点で上昇が止まり、左に傾き急降下の状態となって砂浜に激突したことである。

事故発生地点は、離陸浮揚した地点の北方約60メートル先の同砂浜であり、発生時刻は07時30分ごろであった。Aは、事故を目撃していた同好者に救出され、同町内の病院に収容された。

2.2 人の死亡、行方不明及び負傷

操縦者が重傷を負った。

2.3 航空機の損壊に関する情報

2.3.1 損壊の程度

559002

大 破

2.3.2 航空機各部の損壊の状況

エンジン・マウント	湾	曲
ノーズ・ストラット	折	傷
ウイング・チップ	破	損
プロペラ	破	損
左翼リーディング・エッジ・パイプ	湾	曲
左翼ドラッグ・ストラット	湾	曲

2.4 航空機以外の物件の損壊に関する情報

な し

2.5 乗組員に関する情報

操縦者 男 性 21歳

総飛行時間(同機での飛行時間) 約4時間(推定)

2.6 航空機に関する情報

2.6.1 航空機

型 式 ウイードホッパー式 J24C 単座型

製造番号 W2107

機体重量 146キログラム

2.6.2 エンジン

型 式 ロータックス式277型

総排気量 268cc

最大出力 28馬力

使用燃料 混合油

2.7 気象に関する情報

事故現場の西北西約5キロメートルの鉢田町鹿行北部消防署における07時00分の気象観測値は、次のとおりであった。

風向 西南西、風速 1メートル/秒、気温 24.9度 C、天候は晴れであった。

559003

なお、操縦者及び目撃者によれば、事故現場では風はほとんどなかったとのことである。

3 事実を認定した理由

3.1 解析

- 3.1.1 当時の気象状況は、事故発生に関連はなかったものと推定される。
- 3.1.2 事故発生まで、機体、エンジンには異常はなかったものと推定される。
- 3.1.3 操縦者は、飛行経験が少なく、同機の飛行特性については十分把握していなかつたものと推定される。
- 3.1.4 同機は、操縦者が急角度での離陸上昇を行う目的で急激な操作を行ったことにより急上昇後失速状態に陥り、左傾し機首下げ姿勢となって墜落したものと推定される。

4 原因

本事故の原因は、操縦者が急激な離陸操作を行ったことにより、急上昇後失速状態に陥ったことによるものと推定される。

559004